

年度末徴収強化月間です！ 納め忘れの市税はありませんか？

市税納期カレンダー（平成26年度）

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	6月30日	6月2日
第2期		7月31日	9月1日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		3月2日	2月2日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で 差し押さえされてしまうの？

- ① 納期限を過ぎる＝滞納の発生**
納期限が過ぎました。でも納期限をうっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。
- ② 督促状の発送**
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえないといけないとされています。
- ③ 差押**
最短で納期限から約1カ月で差し押さえられる可能性があります！

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～255

軽自動車税が変わります

国および地方における自動車関連税制の見直しに伴い、平成27年度の課税から、下記のように軽自動車税の税額が変更になります。

車種	用途	平成27年3月31日までの登録車	平成27年4月1日以降の登録車	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
三輪		3,100円	3,900円	



問合せ：税務課 ☎893-4411 内線222

消費生活で困ったときはすぐ相談を
問合せ 市民生活課 市民・安全係
☎893-4411 内線433

地域により賃貸契約の慣習が異なりますので、住まいの慣行も確認するなど、トラブルのない快適な賃貸生活を送りたいものです。

⑥【敷引特約】は敷金(保証金)のうちの一定額については、自然損耗分などとして返還しないことを定めたものです。

⑤【原状回復義務特約】は退去時の借主が負担する原状回復義務ですが、その解釈や効力について争われることは多くあります。国土交通省の原状回復ガイドラインの考え方を勉強しておくこと敷金精算のときに役立ちます。

④【契約解除特約】は借主が契約書に定められている用法に従わない場合に契約を解除できる定めです。ペット飼育や楽器演奏などが禁止されている場合は、ルールを守って生活しましょう。

③【更新料特約】があれば、更新時に更新料を支払わなければならないかもしれません。

②【修繕義務特約】は本来貸主に修繕義務があるものについて、貸主の修繕義務を免除したものです。入居期間中に借主の方で修繕を行わなければならない場合もあります。

①【中途解約特約】があれば借主は契約期間中でも中途解約ができることになり、この特約がないと解約できず、残りの契約期間の家賃を支払わなければならないといった不利益を受けることがあります。

新年度控え、賃貸住宅の入居・退去が増えるこのシーズン。今回は賃貸住宅の契約にある「特約」についてみてみましょう。

賃貸契約の知っておきたい「特約」の巻

内線433便り 12



聞いてみよう消費生活